

事 務 連 絡

平成23年4月19日

〇〇県高齢者保健福祉主管部（局）御中

（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）

厚生労働省老健局総 務 課

高齢者支援課

振 興 課

老人保健課

応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について

東日本大震災により被災した方等への必要な介護保険サービス等の確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地において応急仮設住宅の建設・入居が始まっているところですが、応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるためには、応急仮設住宅地域に、高齢者等に対する総合相談、デイサービスや生活支援サービスを提供するため、以下のような機能を有するサポート拠点等を設置することが有効と考えられます。

このような観点から、貴県における応急仮設住宅の建設計画の策定に当たっては、このようなサポート拠点等を積極的に整備されるよう、建設部局と連携し、必要な対応をお願いいたします。

国においても、このようなサポート拠点等の設置・運営に必要となる財政的支援を検討しているところです。

また、本件については、国土交通省住宅局とも情報共有していることを申し添えます。

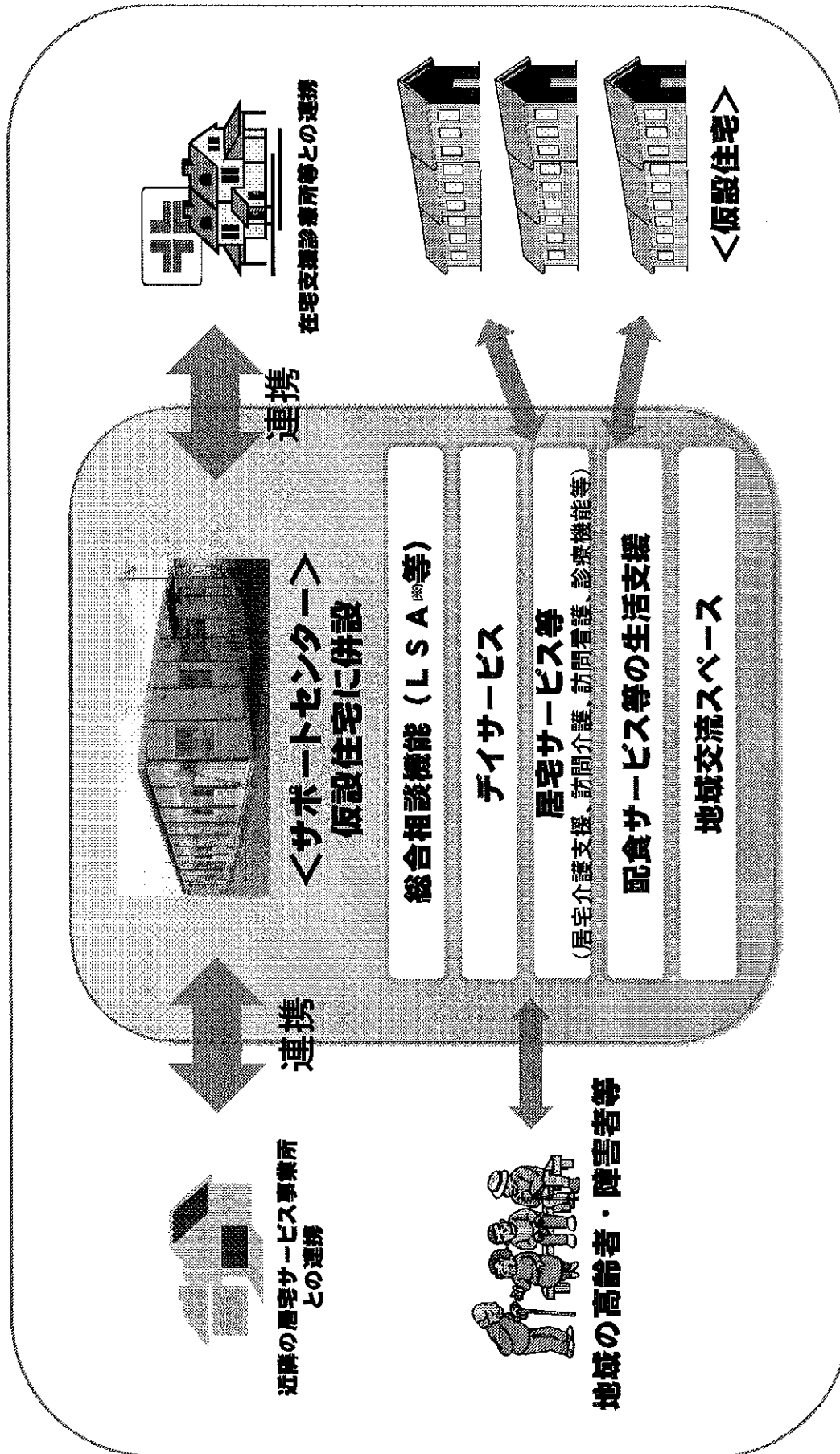
なお、別紙のとおり、新潟県中越地震の際に応急仮設住宅地域に設置されたサポートセンター等の概要を添付しますので、参考としてください。

【高齢者等のサポート拠点に必要と考えられる機能（例）】

- ・総合相談機能（ライフサポートアドバイザー（LSA）の配置等）
- ・デイサービス
- ・居宅サービス等（居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、診療機能等）
- ・配食サービス等の生活支援サービス・ボランティア等の活動拠点
- ・高齢者、障害者や子ども達が集う地域交流スペース

- 別紙1 仮設住宅に付設する介護等のサポート拠点について（イメージ）
- 別紙2 新潟県中越地震に係る応急仮設住宅地におけるデイサービスセンターについて
- 別紙3 グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）（例）

仮設住宅に付設する介護等のサポート拠点について(イメージ)



※ LSA: ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

別紙2

新潟県中越地震に係る応急仮設住宅地におけるデイサービスセンターについて

1. 概要

長岡市の長岡駅近くの仮設住宅地において、被災した高齢者等の生活を支援するため介護保険サービスを始めとするサービスの拠点を整備

2. サービスセンターの内容

《名称》サポートセンター千歳

《内容》仮設住宅（459戸）の集会所として設置

《面積》300m²

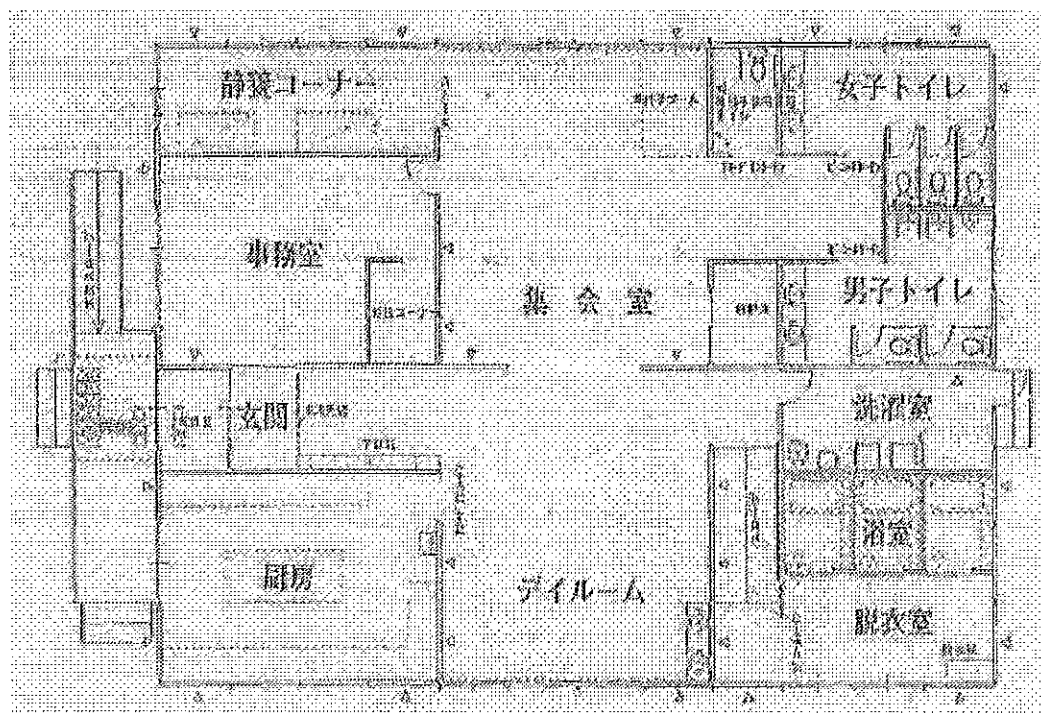
《機能》集会室、トイレ、デイルーム、洗濯室、浴室、厨房等

※浴室、厨房は災害救助法の応急仮設住宅の集会場の機能としては対象外

《運営》社会福祉法人長岡福祉会に委託

《サービスの内容》通所介護、訪問介護・看護、配食サービス、生活相談、地域交流

図：サポートセンター千歳平面図



別紙 3

グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）について

○ ニーズに応じた仮設住宅の整備

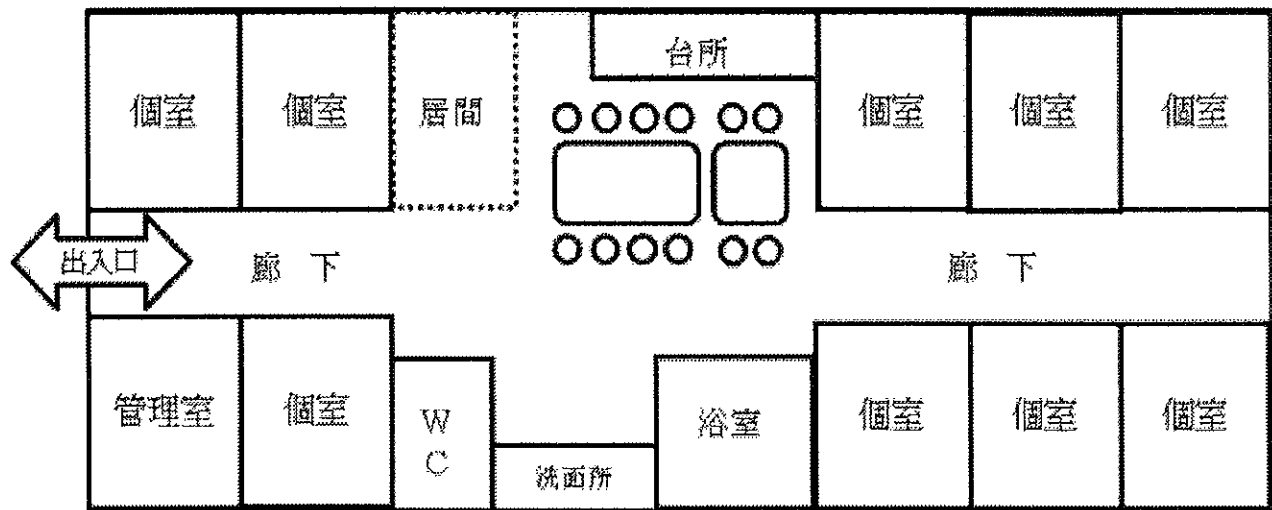
応急仮設住宅の整備にあたっては、仮設住宅群において高齢者や障害者に配慮した仕様など、ニーズに応じた応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の整備に考慮。

○ 住宅の概要（設備のイメージ）

- ・ 1階建て
- ・ 1棟あたり、和室又は洋室（4.5畳～）で9室
- ・ 浴室、台所、共同生活スペース（居間、食堂など）、管理室

※ IH クッキングヒーターや暖房設備など防災に関する配慮が必要。

図：福祉仮設住宅のイメージ



＊ グループホーム型の福祉仮設住宅において、これまでのサービスを継続して提供できている場合は介護報酬を請求することが可能。

＊ 継続したサービスの提供にあたっては、これまでかかわってきた介護職員による介護サービスの提供に考慮。